

新規許可申請は上を
許可後の変更は下を選択して
ください。

届出制手数料届出書
届出制手数料変更届出書

提出日を記載

① 令和3年12月24日

厚生労働大臣 殿

かぶしきがいしゃ とうきょうろうどうきょく

(ふりがな) 株式会社東京労働局

②届出者氏名 だいひょうとりしまりやく とうきょう たらう
代表取締役 東京 太郎

職業安定法第32条の3第1項第2号の規定により下記の届出制手数料に係る届出をします。

新規許可申請と同時に提出するときは空欄、それ以外の場合は許可番号を記載

③許 可 番 号	
(ふりがな) ④氏 名 又 は 名 称	かぶしきがいしゃ とうきょうろうどうきょく 株式会社東京労働局
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 1 0 2 - 8 3 0 5 電話 03 (3512) 〇〇〇〇
	とうきょうとちよだくくだんみなみ 東京都千代田区九段南一丁目2番1号
⑥適用開始・変更予定日	年 日 日
⑦届出・変更届出内容	別紙手数料表による
⑧備 考	東京事務所及び大阪事務所に適用する。 担当者 総務部総務課 水野 〇〇 電話 03 (3452) 〇〇〇〇

許可証のとおり(新規許可申請の場合は、登記のとおり)に記載してください。

新規許可申請と同時に提出するときは空欄、それ以外は事業所新設の場合を除いて、労働局提出の翌日以降の日付を記載

手数料表を適用する事業所の名称を、許可証のとおりに記載してください。